

5. 対策・施策総括表

< 計画に記載すべき事項 >

新実行計画(区域施策)には、3.1.2の排出削減ポテンシャル量の試算及び4.1から4.4までの対策・施策の検討を踏まえ、中期目標時点(2020年～2030年)における「野心的かつ実行可能」な削減量の積み上げに必要な対策と施策について整理するため、対策・施策総括表を記載します。

その際、中期目標までの温室効果ガスの削減の道筋を示した「ロードマップ」の記載が望まれます。

< 参考情報 >

5.1 対策・施策総括表

3.1.2の排出削減ポテンシャル量の試算及び4.1から4.4までの対策・施策の検討を踏まえ、「野心的かつ実行可能」な削減量を積み上げるための対策・施策のリスト(「対策・施策総括表」)を作成します。あわせて部門別の温室効果ガス排出量の削減目標値を定めることが推奨されます。

「対策・施策総括表」には、地方公共団体の温暖化対策として策定する対策・施策について、以下の項目を盛り込むことが望まれます。

- 導入スケジュール
- 対策目標値(導入量等)
- 対策・施策の削減効果
- 対策・施策の進捗管理方法

特に、温暖化対策を確実に実行していくためには、導入量等にかかわる進捗管理方法を予め定めておくことが重要です。

なお、「対策・施策総括表」を作成する上で必要な、温室効果ガス削減及び吸収源対策の概要と削減効果の目安を、資料編に示しています。

表. 「対策・施策総括表」に盛り込むべき項目の例

施策分類	部門	対策メニュー	施策メニュー	導入スケジュール、対策目標	対策・施策の削減効果	対策・施策の進捗管理方法
再生可能エネルギー	民生家庭部門	住宅用太陽光発電の普及	太陽光発電導入助成	2010年以降、毎年3MWずつ導入 累積導入量は2030年で60MW	2030年に トンCO2削減	助成対象者に発電力実績値の報告を義務化し、報告値を集計する。
事業者・市民	業務部門	省エネルギー対策の導入	中小企業向ESCOの簡易診断費用助成	2010年以降、毎年50事業所分を負担 累積導入量は、2030年で1,600事業所	2030年に トンCO2削減	助成対象者に導入後3年間、削減効果実績値の提出を義務化、報告値を集計する。
	産業部門
地域環境	運輸部門	公共交通機関の利用促進	BRTの整備	公共交通分担率を現状 %から、 2030年 %に向上させる。	2030年に トンCO2削減
	業務部門
循環型社会	容器包装廃棄物の発生抑制
部門別目標	産業部門				トンCO2削減	/
	民生家庭部門				トンCO2削減	
	民生業務部門				トンCO2削減	
	運輸部門				トンCO2削減	
施策分類別目標	再生可能エネルギー				トンCO2削減	/
	事業者・市民				トンCO2削減	
	地域環境				トンCO2削減	
	循環型社会				トンCO2削減	
目標計					トンCO2削減	

備考) 対策とは、温室効果ガスの削減のための機器の導入等をはじめとする各主体の行動。

施策とは、その各主体の行動を後押しする又は確実にするための政策（法制度、税制、補助金等）。

5.2 ロードマップの作成

中長期の温室効果ガスの大幅な削減を達成するためには、技術の開発・普及とともに、従来の社会経済活動や都市、生活様式などの見直しが必要になります。

また、将来への長い道のりで、必要な削減量を得るための対策がタイミング良く実施されるよう、施策を遅れなく講じていく必要があります。地域のまちづくりの機会を捉えて街区・地区単位の対策・施策を実施すること、そのために前もって対策・施策の内容を検討すること、中心市街地の活性化や再生可能エネルギー分野の新規産業育成などの関連施策と連携して相乗効果を図ること等が効果的と考えられます。

社会経済活動や都市、生活様式などの見直しを前提に、対策・施策を講じるには、まず、地域で、地域の温室効果ガス排出削減目標を踏まえ、「温室効果ガスの排出削減の観点を組み込んだ」将来像を共有できるか、例えば、地域の総合計画や都市計画マスタープランなどと連携することができるかが、大きなポイントになると考えられます。

その上で、もっぱら温室効果ガス削減のための対策・施策のみならず、個別のまちづくりの機会などをとらえた対策・施策などを着実に推進することが重要です。

そのため地域の将来像とそこに至る道筋を描いた「ロードマップ」を作成することが望まれます。

なお、ロードマップを作成する場合、「対策・施策総括表」を作成する必要はありません（部門別の対策・施策の把握、部門別目標の設定は除く。）。または、対策・施策総括表を作成した上で、主な対策・施策群について、ロードマップを作成することも考えられます。

5.3 ロードマップ作成の手順

5.3.1 将来像の統合

第4章の再生可能エネルギー、地域環境の整備及び改善等のそれぞれの分野の将来像を統合し、長期（2050年）又は中期（2020～2030年）を念頭に、地域の温室効果ガスの削減の観点からの全体の将来像を描くことが望まれます。その際、その将来像を示す指標もあわせて設定することが望まれます。

（例）再生可能エネルギー導入量、高断熱建築物比率、公共交通分担率、低炭素街区面積など



平成 18 年版環境白書より抜粋

5.3.2 都市計画マスタープランや総合計画における将来像との連携

5.3.1 で求めた将来像について、都市計画マスタープランや総合計画における将来像に反映できるよう、それらの計画との連携を図ることが望まれます。

地域環境の整備及び改善の分野などの将来像づくりの段階から、地域の温室効果ガスの排出削減目標を踏まえつつ、環境部局と都市部局等の関連部局が連携することが望まれます。

5.3.3 ロードマップの作成

第 4 章で検討した対策・施策について、将来像の実現に必要な対策量が確保できるよう、それぞれの対策ごとに、もっぱら温室効果ガスの削減のための施策のみならず再開発計画などの地域の予定や、中心市街地活性化、産業育成等の課題を把握し、それらと連携した施策について、環境部局、都市部局等の関連部局が緊密に連携し、いつ実施するかを示した工程表を作成することが望まれます。

その際、実現に向けた課題を抽出し、解決に向けた検討を開始することが重要です。

ロードマップのイメージ

表中の対策・施策及び下のグラフはイメージとして書いたもので、各地方公共団体の対策・施策を予断するものではありません。



